

小郡駅高速高架下地域交流広場の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小郡駅高速高架下地域交流広場（以下「広場」という。）を、小郡駅周辺におけるにぎわい創出や地域活性化、地域住民の交流等のためのイベント（以下「イベント等」という。）を実施する目的で使用する場合には必要な事項を定めるものとする。

(使用可能区域)

第2条 広場を使用できる区域は、別図のとおりとする。

(使用期間及び時間)

第3条 広場を使用する場合の使用期間は、3日以内とする。

2 広場を使用できる時間は、午前8時から午後9時までとし、使用に係る設営及び撤去についてもこの時間内で行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、広場の一部を使用する場合を含め、市長が特に必要と認めたときは、使用期間及び時間を変更することができる。

(使用の制限)

第4条 市長は、広場の使用について、次の各号のいずれかに該当するイベント等は、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良なる風俗を害するおそれがあるもの
- (2) 異常な騒音、臭気又は火・煙の発生等近隣の迷惑となるおそれがあるもの。ただし、演奏その他音を出すイベント等を実施する場合は、事前に協議を行うものとする。
- (3) 小郡市暴力団等排除条例（平成22年小郡市条例第7号）第2条第1号に規定する暴力団等の活動に利するおそれがあるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業及びこれに類するもの
- (5) 署名、勧誘、キャッチセールス等の行為と認められるもの
- (6) 特定の宗教や政党及び候補者の利害に関するもの
- (7) 広場内の設備（街路灯、樹木、ガードパイプ等、広場を構成する設備をいう。）及び広場周辺の施設・設備を損傷し、又は管理運営上の支障となるおそれがあるもの
- (8) 周辺の店舗に悪影響を与えるもの

- (9) 法令等で禁止され、又は法令等に抵触するおそれのあるもの
- (10) その他使用を制限することが必要であると認められるもの
(使用料等)

第5条 広場の使用料は無料とする。

- 2 広場の使用に当たっては、使用者が責任をもって電気又は水道を調達するものとする。

(申請手続)

第6条 広場を使用しようとする者(以下「使用申請者」という。)は、使用開始日の90日前(ただし、市長が特に必要と認めたときは、市長が指定した日)までに、小郡駅高速高架下地域交流広場使用申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)により、市長に申請しなければならない。

(添付書類)

第7条 前条の申請書には次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 小郡駅高速高架下地域交流広場使用に関する誓約書(様式第2号)
- (2) 入場料その他これに類する料金(会費、入会金、会員券、寄附金、賛助料、入場整理費等名目のいかんを問わず、直接又は間接に入場者から入場の対価として徴収するものを含む。)徴収及び販売行為をする場合、入場料徴収及び販売行為を行う者全員を記載した名簿(様式第3号)
- (3) イベント等の使用区域図(様式第4号)
- (4) チラシ等の資料など、市長が必要とするもの

(使用の可否の審査)

第8条 市長は、第6条の規定による申請を受けたときは、広場の使用の可否について審査する。

- 2 前項の申請が重複した場合は、原則として先着順とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(使用許可等)

第9条 市長は、前条の規定による審査の結果に基づき、許可の場合は小郡駅高速高架下地域交流広場使用許可書(様式第5号)により、不許可の場合は小郡駅高速高架下地域交流広場使用不許可書(様式第6号)により、使用申請者に通知する。

- 2 市長は、広場の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用許可の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）に催告その他何らかの手續を要することなく、広場の使用を取り消し、又は使用の制限若しくは停止をすることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (2) 使用の条件に違反したとき。
- (3) 各種法令若しくはこの要綱に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 市長の指示に従わなかったとき。
- (5) 災害その他の事故により広場の利用ができなくなったとき。
- (6) イベント等の内容により、危険を生じさせるおそれがあるとき。
- (7) 工事その他の都合により市長が特に必要と認めたとき。
- (8) 施設等の管理又は運営上、やむを得ない事由が生じたとき。

(使用報告)

第11条 使用者は、広場の使用が終了したときは、速やかに小郡駅高速高架下地域交流広場使用実績報告書（様式第7号）により、市長に報告しなければならない。

(使用内容変更)

第12条 使用者は、申請書の内容を変更する場合は、速やかに小郡駅高速高架下地域交流広場使用変更申請書（様式第8号。以下「変更申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。ただし、当該変更の内容が軽微な場合には、市長に協議のうえ、変更申請書の提出を省略することができる。

- 2 市長は、前項の規定により、変更申請書が提出された場合は、変更の可否について審査し、許可の場合は小郡駅高速高架下地域交流広場使用変更許可書（様式第9号）により、不許可の場合は小郡駅高速高架下地域交流広場使用変更不許可書（様式第10号）により、使用者に通知する。

(使用申請の取下げ)

第13条 使用申請者は、自己の都合により広場の使用申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により使用申請を取り下げるときは、使用申請者は、小郡駅高速高架下地域交流広場使用申請取下申出書（様式第11号）により、速やかに市長に申出なければならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、使用の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は許可を受けた目的以外に使用してはならない。

(原状回復の義務)

第15条 イベント等に関する資機材等の調達、設置、撤去等に係る作業は、使用者の責任において調達し実施するものとする。

2 使用者は、広場を許可の内容及び条件等に従って適正に管理し、破損、汚損等のないよう十分な措置を講じなければならない。

3 使用者は、イベント等に関する資機材等を撤去したときは、広場を原状回復するとともに、清掃し、ごみ等は全て持ち帰らなければならない。第10条の規定により使用の許可を取消しされ、又は使用を停止されたときも、同様とする。ただし、市長が原状に回復することが不適当と認めた場合は、この限りでない。

4 市長は、使用者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(損害の補償等)

第16条 使用者は、広場の使用によって、市又は第三者に損害を与えたときは、使用者の責任において、補償等の適切な措置をしなければならない。

2 第10条の規定による広場の使用許可の取消しにより発生した損害については、市長は一切の責任を負わない。

3 使用者は、使用前に広場の毀損及び汚損等を発見した場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

(イベント等実施についての責任)

第17条 イベント等の実施に当たっては、使用者は市長に対して、次の各号に定める内容を保障しなければならない。

(1) イベント等に関する一切の責任に当たっては使用者が負うものとし、市長はイベント等に関して一切の責任及び負担を負わない。

(2) イベント等が第三者の権利を侵害するものでないこと及びイベント等に関する財産権の全てにつき権利処理が完了していること。

(3) 市長に対して第三者からイベント等に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、使用者の責任及び負担において解決するものとし、市長は一切の責任及び負担を負わない。

(広場事務局)

第 18 条 広場の使用に関する手続を行う事務局を、環境経済部商工観光課内に置く。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。